

## 介護給付費適正化事業等実施状況について

成田市福祉部介護保険課

### I. 介護給付費適正化事業について

本市では、介護給付費の適正な支出を確保するため、介護給付費等適正化事業に取り組んでいます。令和8年度も引き続き第9期成田市介護保険事業計画に基づき、執り行います。つきましては、以下のとおり、今年度の実施状況報告及び来年度以降の予定についてお知らせいたします。

#### ① ケアプラン点検について

ケアプラン点検の目的は自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを介護支援専門員とともに検証確認しながら、自立支援に資するケアマネジメントを追求し、その普遍化を図り健全な給付の実施を支援するものです。

今年度点検の対象となった介護支援専門員の皆様におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。

##### ● 今年度の報告

令和6年度からの第9期成田市介護保険事業計画に基づき、課題整理総括表を用いながら、アセスメントとケアプランの連携を重点的に点検しました。その後、居宅介護支援事業所の管理者との面談を通して、自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを検証・確認しました。

##### ● 来年度の予定

来年度も今年度と同様にケアプラン点検を実施いたします。対象となる事業所には個別に通知しますので、ご協力をお願いします。

#### ② 住宅改修の点検について

今年度も、住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査の一環として、必要に応じてケアプラン等の提出依頼を行う予定です。お手数ですがご協力をお願いいたします。

### II. 過誤調整について

介護給付に誤り等が生じた場合に、過誤申し立て依頼書の作成をしていただきますが、サービス提供事業所の過誤があると、市から利用者に支払

っている高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費に影響が出る場合があります。市から支払い済みの高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費について、返納が必要になった際は、事業所に清算の手続等ご協力いただく場合もあります。

今年度提出のあった過誤の理由を以下の通りお知らせしますので、過誤を未然に防ぎ、各事業所及び利用者の負担を増やさないためにも、実績との相違がないかを確認し、サービス提供事業所と連携の上、給付管理を行ってください。

➤ 主な理由

- ◆ 初回加算、その他加算の算定誤り（支援事業所、サービス提供事業所）
- ◆ 入院等でサービスがなかったが給付管理を行った（支援事業所）
- ◆ 負担限度額認定証の情報を入れていなかった（サービス提供事業所）
- ◆ 介護券の入力漏れ（サービス提供事業所）
- ◆ サービスの利用回数・日数誤り（サービス提供事業所）

➤ 注意事項

- ◆ サービス提供事業所が過誤申立依頼をした場合は、同月に給付管理票の修正をすると、過誤申立がエラーとなります。サービス提供事業所が再請求するタイミングに合わせて給付管理票の修正を行ってください。
- ◆ 国保連合会から、給付内容に疑義があり「介護給付費縦覧審査確認票（請求事業所）」に対して「過誤する」と回答した場合は、市に「過誤申立依頼書」の提出が必要となります。
- ◆ 過誤決定後、再請求がなされていない場合がありますのでご注意ください。また、再請求がない場合は、申立書提出時にお知らせいただくようお願いします。

### Ⅲ. 要支援から要介護になった場合の受給者台帳について

次の場合は、市で受給者台帳を訂正する必要があるので、介護保険課資格給付係受給者台帳担当にご連絡ください。

- 月途中で、要支援から要介護になり、要介護になってからのサービス利用がない。

(総合事業の弾力化の影響で、要介護の台帳に支援事業者が包括支援センターとして登録されたままになり、要支援の請求が通らなくなります。)

※ 新規・区分変更申請中のサービス利用については、要支援・要介護のどちらにも対応できるように暫定ケアプランは両方作成してください。総合事業の場合は、セルフケアプランの対象外となりますので、特にご注意いただくようお願いいたします。

#### IV. 福祉用具貸与について

介護保険の福祉用具貸与は、在宅での生活を支援するために、ケアマネジャーと指定事業者が連携し、利用者の心身の状態や生活環境に応じて用具の選定・設置・貸与等を行う制度です。以下では、参考として、不適切と判断される可能性がある事例をご紹介します。

- 短期入所生活介護や小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス、お泊りデイサービス等の長期利用で1カ月のうち1日も在宅に戻らない場合、福祉用具貸与はできません。
- ※ 1日のみの利用が長期的に続く場合、貸与の必要性について十分な検討をお願いいたします。
  
- 特別な理由がないにもかかわらず、事業所側が用意すべき福祉用具を利用者に貸与させることはできません。
  
- 原則、サービス担当者会議の前にサービス利用はできませんが、福祉用具貸与も同一の扱いとなります。また、※給付予定の用具の選定や搬入を、担当ケアマネジャーが把握していない状態で行うことは望ましくありません。  
(※デモ機やお試し期間だとしても、その後、介護保険で給付を予定している場合)
  
- テクノエイド協会の貸与マークがない用具については、介護保険の給付対象外となります。

#### V. 加算要件について

入浴介助加算や口腔機能向上加算などの加算について、算定要件や利用者の同意状況などを満たしているか、サービス提供事業所及びケアマネジャーで確認後の請求をお願いいたします。

サービス提供事業所の申し出や実施内容に基づき請求を行っているところかと存じますが、疑義が生じた場合、給付管理を行っているケアマネジャーに状況をお伺いすることがあります。